

福祉新聞 2013 年（平成 25 年）10 月 14 日

<障害者の GH 一元化へ議論まとまる>

◎厚労省検討会 入居定員には不満も

障害者総合支援法で 2014 年度に施行されるグループホーム（GH）とケアホームの一元化、重度訪問介護の対象拡大について中身を検討していた厚生労働省の「障害者の地域生活の推進に関する検討会」（座長＝佐藤進・埼玉県立大名誉教授）で、4 日、議論がまとまった。ただ、特にグループホームに関しては「小規模化を明確にすべき」など懸案事項が残った。

グループホームを一元化するのは、障害者が高齢・重度化しても利用できる住まいを確保するため。介護の必要ない人が使うグループホーム、介護の必要な人が使うケアホームという区別をなくし、柔軟にサービス提供できる場にする。世話人の人員配置基準は 6 対 1 以上に統一する。

事業者から見て一元化で変わる点は介護サービスの提供形態だ。

事業者は、自ら介護サービスを提供する「介護サービス包括型」か、手配して外部の居宅介護事業者に提供してもらう「外部サービス利用型」かを選ぶ。外部から利用する場合は、グループホーム事業者と居宅介護サービス事業者が委託契約を結び、責任の所在を明確にする。

検討会で最後まで議論が続いたのは、入居定員だ。

「4～5 人を標準に」と、大規模化に流れない政策を望む意見は多い。しかし「都市部では新たな土地を確保しにくい」との事情もあり、新築では 10 人以下とし、既存の 10 人以上の住居を建て替える場合は、その人数を上限に認める。

本体グループホームを拠点に、民間アパートの一室などを使って一人暮らしに近い「サテライト型住居」を設置できるようになる点も新しい。

通常の手続きで 20 分以内で移動できる距離に設置し、本体住居の従業員が巡回支援する。サテライト型は本体住居に対し 2 カ所まで設けられ、本体住居が 4 人以下の場合は 1 カ所までとする。

ただ、検討会では「箇所数の制限は厳しい」、「利用期限は設けないでほしい」との不満も消えていない。

◆重度訪問拡大も整理

一方、重度訪問介護は、対象を重度肢体不自由者に限定せず、重度の知的・精神障害者に開かれる。

障害程度区分 4 以上を要件に、認定調査では行動関連項目が合計 8 点以上の行動障害のある人が対象になる。

具体的には、相談支援事業者を中心とした連携体制のもと、行動援護事業者が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内の環境調整をしつつ、サービス担当者会議で支後方法を共有。状態が落ち着いてきた段階でサービス等利用計画を変更し、重度訪問介護に移行するといった流れ。

検討会の議論の整理は、15 日に開かれる社会保障審議会障害者部会で報告される。